

奈良県告示第二百九十一号

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第十七条第四項の規定により、大淵池公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年十二月十七日

奈良県知事 山下 真

一 指定管理者となる団体

大阪市中央区南船場二丁目六番二八号 ユタカビル七階 一般財団法人大阪府公園

協会 理事長 増山 和弘

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで